

災害対応型給油所整備促進事業費補助金制度について

【事業の目的は？】

- ◆南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、ライフラインが寸断され**長期間の停電**が想定されます。
- ◆また、災害発生時には人命救助のための救急・救助活動や道路上のガレキを取り除く復旧活動を早期に行う必要があります。
- ◆そのためには、**燃料の確保**が重要となります。停電時においても、非常用電源等によって地下タンクから燃料供給できる「**災害対応型給油所**」を整備促進することが必要です。

【補助制度を知りたい。】

- ◆補助対象者： L1地震津波浸水予測区域外の給油所（L1地震：発生頻度の高い一定程度の地震）
【高知県防災マップ参照⇒ <http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>】
- ◆補助負担： 県1/2、市町村1/2（ただし、消費税、諸経費は補助の対象外です。）
- ◆補助上限額： 県100万円/1カ所、市町村100万円/1カ所
- ◆補助対象施設： 自家発電設備、緊急可搬式ポンプ



【補助の申請を行いたい。】

- ①給油所がある市町村と協議してください。(補助申請書を貰ってください。)
- ②市町村へ申請書(関係書類を含む。)を提出してください。

※県には市町村が補助の申請を行います。

- ③市町村から補助の決定通知が届きます。
- ④施工会社と契約してください。
- ⑤工事完了後、実績報告書(関係資料を含む。)を市町村に提出してください。
- ⑥市町村から補助金(市町村補助分+県補助分)が指定口座に振り込まれます。

